平成３０年（フ）第２８１号
横浜市港北区日吉５丁目10番６号　アネックス日吉Ａ202
債務者　外薗　直美
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０４号
神奈川県海老名市国分南３丁目17番５－302号
債務者　森　　英人
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０６号
横浜市港北区綱島東１丁目22番28号　ヒカリマンションパートⅠ　307
債務者　川邊　圭子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１２号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目１番８－202号
債務者　小堺　絹代
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２号
静岡県磐田市今之浦５丁目６番地４　リバティータウンＢ－１、前住所静岡県磐田市見付2917番地
債務者　神谷　慶子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２７４号
神奈川県大和市つきみ野５丁目３番地　市営つきみ野住宅１－203
債務者　鰹屋富美子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３９号
東京都立川市錦町１丁目15番20号リエパレス立川402号
債務者　高橋　義弘
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１４１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1602番地14タウンプレジオ104号
債務者　安藤　宏吉
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１４６号
東京都八王子市石川町2956番地１池田マンション202号
債務者　三宅　　勲
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始中更正

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県南九州市頴娃町別府11727番地
債務者　松永　謙志
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　当裁判所が平成28年１月19日午後２時になした破産手続開始決定（平成28年１月21日更正）中、債務者の住所につき「鹿児島県南九州市頴娃町別府11727番地１」とあるのを「鹿児島県南九州市頴娃町別府11727番地」と更正する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４８２号
福岡市南区塩原１丁目11番37－304号
破産者　清水　義明
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２２号
千葉市中央区問屋町15番８号
破産者　株式会社井古田
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６号
最後の住所　山梨県甲府市丸の内３丁目５番18号　ポレスター甲府丸の内リーモ206
破産者　被相続人亡宮下修相続財産
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
福岡県筑紫野市原田４丁目４番地２　キャロットハウス佐藤103号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市青葉台３丁目18番２号
破産者　あおぞら薬局こと　加藤　　聡
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９号
栃木県小山市宮本町２丁目３番12号
破産者　株式会社野崎本店
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４８号
長野県岡谷市赤羽１丁目４番32号
破産者　有限会社花岡製作所
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部